

新旧対照表

	新	旧
表紙	【2023年6月 一部改訂】	—
P.3 28行目	海の森公園東側船着場	—
P.3 29行目	海の森水上競技場（指定水面）	—
P.6 4行目	エントランス部については、工事を予定しているため、付帯設備等の設置はできません。 <u>その他の設置場所については、規模や用途により、調整は可能です。</u>	エントランス部は環境学習スペースとして利用していますので、付帯設備等は設置できません。
P.7 1行目	海の森公園 <u>東側船着場</u>	海の森公園 <u>浮棧橋</u>
P.9 23行目	当初の <u>計画</u> を達成できない場合は、補助金の支給額を変更する可能性があります。	当初の <u>業務委託契約の実施内容</u> を満たすことが出来ない場合は、補助金の支給額を変更する場合があります。
P.10 31行目	削除	プロジェクトの情報発信
P.10 31行目	オフグリッドベースの設置	—
P.10 34行目	国際発信イベントへの協力	—
P.11 1行目	プロジェクト検証結果の取りまとめ <u>等</u>	プロジェクト検証結果の取りまとめ

新旧対照表

P.11 6行目	プロジェクトの実施能力を <u>有している</u> こと。	プロジェクトの実施能力を <u>有する事業者である</u> こと。
P.11 7行目	本事業で実施するプロジェクト実施期間中は、プロジェクトの実施に関し、 <u>国や他自治体（東京都の他部署を含む。）から同一の目的、実施内容、及び対象経費に関して委託や助成を受けておらず、今後</u> も受けない予定であること。	本事業で実施するプロジェクト実施期間中は、プロジェクトの実施に関し、 <u>国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、今後</u> も受けない予定であること。
P.11 16行目	反社会的勢力またはそれに関わる <u>者</u> との関与がないこと。	反社会的勢力またはそれに関わる <u>もの</u> との関与がないこと。
P.11 20行目	※「スタートアップ事業者」とは、東京ベイ e S Gプロジェクトの理念を理解し、都とともに持続可能な都市の実現に向けた取組を推進していく意思を有し、かつ応募時点で設立 10 年未満の企業をいう。	—
P.11 23行目	<u>なお</u> 、東京都による補助金支給を希望する場合は、（以下略）	<u>※</u> 東京都による補助金支給を希望する場合は、（以下略）
P.11 26行目	具体的な応募方法については、 <u>7月中旬</u> に改めてお知らせします。	具体的な応募方法については、 <u>6～7月頃</u> に公表予定です。
P.12 3行目	選定については、書類審査及び <u>プレゼン審査（都内においてピッチ審査を予定）</u> の2段階で実施する予定です。書類審査は、提出いただいた企画提案書について審査を行い、応募者全員に対し、支援事業者を通じて結果の通知を行います。ピッチ審査は、書類審査を通過した応募者に対してのみ実施します。実施日時及び会場等の詳細については、 <u>7月中旬</u> に改めてお知らせします。	書類審査及び <u>プレゼン審査（都内を予定）</u> の2段階を予定しています。詳細については、 <u>6～7月頃</u> に公表予定です。
P.12 9行目	選定スケジュール（予定）	選定スケジュール

新旧対照表

	<p>公募受付 2023年7月中旬～8月上旬 書類審査 2023年8月上旬～下旬 (以下略)</p>	<p>7月頃に応募・書類審査を行い、8月頃にプレゼン審査・選定を予定しています。詳細については、6～7月頃に公表予定です。</p>
P.12 14行目	<p>ピッチ審査は、通常のプレゼン審査よりも短い時間で実施し、当日審査結果を発表する想定です。詳細については、支援事業者決定後、改めてお知らせします。</p>	—
P.14 6行目	<p>プロジェクトの実施に先立ち、東京都、支援事業者、採択事業者の間で、各者の役割等に関する取り決めを交わすこと。</p>	—
P.14 8行目	<p>事故等が発生しないよう安全面に十分な配慮を行ったうえで実施すること。事故等が発生した場合は、採択事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。</p>	—
P.14 12行目	<p>なお、臨海副都心や中央防波堤エリアを舞台として、2024年5月に国際発信イベントの開催を予定しているため、当該イベントにおけるプロジェクトのPRについても協力すること。</p>	—
P.14 18行目	<p>今後、<u>関係機関</u>等との協議を通じ、上記内容に変更が生じる可能性があります。</p>	<p>今後、<u>関係期間</u>等との協議を通じ、上記内容に変更が生じる可能性があります。</p>
別紙		
P.1 15行目	<p>庁舎のエントランス部については、<u>令和5年10月から令和6年1月(予定)まで</u>、センターホール部については、<u>令和5年9月から令和6年2月(予定)まで</u>改修工事を予定しています。</p>	<p>庁舎のエントランス部については、<u>令和5年10月から令和6年度にかけて</u>、センターホール部については、<u>令和5年9月から令和6年度にかけて</u>改修工事を予定しています。</p>

新旧対照表

P.1 32 行目	海の森公園 <u>東側船着場</u>	海の森公園 <u>浮棧橋</u>
P.2 3 行目	プロジェクトの実施期間中、船舶の係留保管場所として <u>使用することが可能です</u> 。ただし、使用期間については制限がかかる場合があります。	船舶の係留保管場所として <u>使用することはできません</u> 。
P.2 9 行目	<u>海の森公園東側船着場</u> 周辺の陸域は閉鎖管理となっているため、(以下略)	<u>浮棧橋</u> 周辺の陸域は閉鎖管理となっているため、(以下略)